

【オーストラリア】2020年支払期間報告法の改正

専門調査員 海外立法情報調査室 内海 和美

* 2024年7月、2020年支払期間報告法を改正し、大規模企業から小規模企業への取引代金の支払遅延を是正するための措置を更に強化する法律が制定された。

1 支払期間報告制度

豪州における大規模企業から小規模企業への取引代金の支払遅延の問題は、後者のキャッシュフローや収益、資金調達を圧迫し、倒産の可能性を高める主な原因となっていると指摘される¹。豪州小規模企業・家内企業オンブズマン²が2017年に公表した、「代金支払期間及び支払慣行に関する調査報告書」では、世界各国の企業の代金支払期限からの平均超過日数は、日本（マイナス6.5日）、中国（1.9日）、アメリカ（7.1日）、メキシコ（18.6日）に対し、豪州（26.4日）となっており、豪州の支払遅延が際立っている³。

2020年10月14日、大規模企業から小規模企業への支払慣行の透明性を高めることにより大規模企業に支払遅延等の改善を促すため、支払期間報告制度（以下「報告制度」）を創設する法律「2020年支払期間報告法」⁴（以下「2020年法」）が制定された（2021年1月1日施行）。

報告制度とは、豪州で事業を営み、直近の事業年度における総所得が1億豪ドル⁵以上の大規模企業等（報告事業体）に、6か月ごとに小規模企業（年間売上高1000万豪ドル未満等）への代金支払期間や支払条件等（2020年法第14条）の報告を義務付けるものである。報告された内容は、支払期間報告登録簿に登録され、インターネット上で公開される（同法第17条）。

同法には、施行から2年経過後6か月以内に運用の評価を行うこと（第57A条）及び評価に際し考慮すべき事項⁶（第57B条第1項）がそれぞれ定められており、2023年6月29日、これらの規定に基づく評価結果報告書⁷がコリンズ（Julie Collins）小規模企業担当大臣に提出された。

同報告書では、①請求書発行から30日以内に支払われた割合は62.9%から67.6%に僅かに上昇したが、支払まで60日以上かかった割合は改善していないなど、2020年法により支払期間が大幅に短縮されたようには見えないこと、②報告項目が多く、煩雑で、報告事業体にとって負担が大きいこと等が指摘され、報告制度は十分に機能していないと評価された⁸。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年10月10日である。

¹ “Payment Times Reporting Scheme: Regulatory Impact Statement,” Department of Industry, Science, Energy and Resources, 2020.5.4, p.5. <https://oia.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2020/05/payment_times_reporting_scheme_ris.pdf>

² Australian Small Business and Family Enterprise Ombudsman (ASBFEO). 小規模企業等のビジネス上の紛争解決の支援、関連する法律・政策・慣行等の調査・研究のため、2016年3月に設立された。

³ “Payment Times and Practices Inquiry - Final Report,” ASBFEO, 2017.4, p.4. <https://www.asbfeo.gov.au/sites/default/files/2021-11/ASBFEO_Payment_Times_and_Practices%20Inquiry_Report.pdf>

⁴ Payment Times Reporting Act 2020, No.91, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/C2020A00091/latest/text>>; 内海和美「オーストラリアの2020年支払期間報告法」『外国の立法』No.289, 2021.9, pp.55-92. <<https://doi.org/10.11501/11720912>>

⁵ 1豪ドルは、約97.2円（令和6年10月分報告省令レート）である。

⁶ ①2020年法第3条に規定する目的に即して運用されているか、②電子請求書等に関する政府の政策が報告事業体の支払条件・慣行を改善したか、③法定上限支払期間の設定等の措置が支払条件・慣行の改善に効果的かの3点。

⁷ “Statutory Review of the Payment Times Reporting Act 2020,” Australian Government, 2023.6. <<https://treasury.gov.au/sites/default/files/2023-08/p2023-428993.pdf>> 報告書の中で、14項目の勧告が行われている。ibid., pp.15-18.

⁸ ibid., p.7.

このような評価結果に対処するため、2024年7月9日、「2024年支払期間報告改正法」⁹（以下「改正法」）が制定された。施行日は、同年9月7日である。

2 改正法の概要

全3か条（略称、施行日等）及び附則1編から成る。被改正法は2020年法である。主な改正点は、次のとおりである。

(1) 2020年法の目的（第3条）の改定

改正前の第3条には、(a)報告制度の創設及び(b)-1支払条件・慣行について小規模企業の大規模企業に対する意思決定を可能にし、かつ(b)-2大規模企業が自らの支払条件・慣行を改善する契機を創出するため、報告された情報を公開することの2点のみが規定されていた¹⁰。改正法により第3条を削除し、新たな第3条（a号～e号）に置き換えた。新第3条では、報告制度の目的の中核は、大規模企業から小規模企業への支払条件・慣行等の改善であることを明確にした。具体的には、大規模企業等によるタイムリーな支払慣行の促進（a号）、経済成長の支援及び小規模企業の業績改善のための、大規模企業等による迅速な支払慣行の文化の醸成（b号）等である。なお、旧第3条に規定されていた(b)-1は、報告制度により、小規模企業が多く的情報を基に取引相手となる大規模企業を有利に選択できるようになるとする想定は、両者間の力の不均衡を考慮していないこと等により、非現実的と評価され¹¹、新第3条から除外された。

(2) 報告事項の簡素化

報告事業体である大規模企業が6か月の報告期間ごとに報告すべき事項は、第14条に規定されている。改正前は、第1項a号～o号に規定された項目（事業体名のほか、当該報告期間開始時の標準支払期間、請求書発行日から①20日以内、②21～30日、③31～60日、④61～90日、⑤91～120日、⑥120日超の各期間に支払われた請求書の合計件数及び合計金額等）及び「2020年支払期間報告規則」¹²第9条a号～g号に掲げる事項（請求書支払に関する慣行・取決め等）など多数に上っていた。しかしこれは、報告事業体にとり負担が大きいばかりでなく、報告されるデータが膨大で分かりにくいいため、報道で取り上げられる機会も限定され、大規模企業の支払実績改善への圧力になっていないこと等が指摘されていた¹³。そのため改正法では報告事項を統合・整理し、旧第14条を削除して新第14条に置き換えた。新しい報告事項は、①小規模企業への支払条件、期間又は慣行、②小規模企業の請求書に対する大規模企業の支払時期、③その他、それぞれに関する、規則¹⁴で規定される情報及び文書（第1項）とされた。

(3) 「支払の遅い小規模企業への支払者（Slow small business payers: SSBP）」

2020年法第2章に第4節（第22B条～第22H条）を追加し、毎年1月及び7月から開始する報告期間に、小規模企業への支払が遅い下から20%の報告事業体等をSSBPと新たに規定した（第22D条）。主務大臣が、報告事業体を、連続した報告期間に2回SSBPと認めた場合には（第22B条）、同大臣は、当該報告事業体に、自社がSSBPであると公表するよう指示することができる（第22E条）。従わない場合は民事罰の対象となる（第22G条）。

⁹ Payment Times Reporting Amendment Act 2024, No.65, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00065/asmade/text>>

¹⁰ 内海 前掲注(4), p.68.

¹¹ *op.cit.*(7), p.1.

¹² Payment Times Reporting Rules 2020. <<https://www.legislation.gov.au/F2020L01472/asmade/text>> 2024.9.13 廃止。

¹³ *op.cit.*(7), pp.7-8.

¹⁴ Payment Times Reporting Rules 2024. <<https://www.legislation.gov.au/F2024L01148/asmade/text>>